

## 平成 23 年第 1 回市議会定例会において不採択となった陳情

番 号	陳 情 第 95 号	受理年月日	平 22. 9. 28
件 名	防災行政無線屋外拡声子局（屋外スピーカー）更新及び増設計画の中止について		
結 果	平成 23. 3. 22 第 1 回定例会で不採択		
付託委員会	市民健康福祉委員会		

### （委員会における審査経過）

本件は、本市が計画している防災行政無線の更新に当たり、屋外拡声子局（以下、「屋外スピーカー」という。）の更新及び増設を中止するよう要請されたものである。

本件に対する当局の考え方や対応状況等について伺ったところ、本市の同報系アナログ防災行政無線の整備状況については、旧鹿児島市の東桜島地区及び旧 5 町地域では、屋外スピーカーを概ね全域に、戸別受信機を概ね全世帯に整備しているが、旧鹿児島市の鹿児島地域（以下、「鹿児島地域」という。）では、磯・竜ヶ水や一部の危険箇所を除き、屋外スピーカー及び戸別受信機ともに未整備である。また、現状及び課題については、機器の老朽化によりメーカーの保守対応が困難となっていること、平成19年12月以降、国はアナログ方式による同報無線機器の新規追加・更新を許可しないため、デジタル方式で機器を更新していかなければならないこと、土砂災害防止法及び水防法では、土砂災害警戒区域や浸水想定区域における災害に関する情報伝達手段を定めることが義務付けられていること、全国瞬時警報システム（以下、「J - ALERT」という。）では、市町村の防災行政無線設備の自動起動による情報伝達を推進していることなどがある。

このようなことから、本市では整備基本計画を策定し、土砂災害防止法、水防法及びJ - ALERTの目的を踏まえ、防災行政無線を全ての市民への防災情報伝達基盤として整備するため、屋外スピーカーについては、既存の機器のデジタル化に加え、鹿児島地域の未整備地域に追加整備するとともに、戸別受信機については、デジタル化に伴い既存の機器を更新することとしており、23年度に電波伝搬調査、現地調査及び実施設計を行い、24年度から26年度の3ヵ年で整備工事を行う予定である。

なお、陳情にある音量や景観等の問題については、実施設計等の中で最大限配慮していきたいと考えている。また、運用に当たっては、旧 5 町地域では、これまでも防災行政無線を行政情報の広報等にも使用し、定着してきていることから、引き続き防災情報と合わせて行政情報等の伝達も行いたいと考えているが、鹿児島地域については、防災情報に限って伝達することを考えているところであるとの説明がなされた。

委員会においては、本件の取扱いについて協議した結果、基本的には災害時における迅速・確実な伝達が一番であり、大局的な立場に立って市民の生命と財産を守るべきであるということなどを考えた場合、陳情の趣旨に沿えないものとして不採択とすべきものと決定。